

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第930号)

平成23年3月10日

横 情 審 答 申 第 930 号

平 成 23 年 3 月 10 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 21 年 10 月 9 日 経 観 経 創 第 284 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 申 し
ま す。

「 中 小 企 業 等 協 同 組 合 決 算 関 係 書 類 提 出 書 (平 成 21 年 6 月 10 日 受 付 経
営 ・ 創 業 支 援 課 第 111 号) 」 の 一 部 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の
諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「中小企業等協同組合決算関係書類提出書（平成21年6月10日受付 経営・創業支援課第111号）」を一部開示とした決定について、平成20年度のスタンブ会計報告書、アーケード会計決算報告書及び街路灯会計決算報告書を本件請求時においては保有していなかったとして対象行政文書として特定しなかったことは妥当であるが、現時点において保有している当該文書について、開示・非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中小企業等協同組合決算関係書類提出書（平成21年6月10日受付 経営・創業支援課第111号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年7月10日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書の構成について

本件申立文書は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「組合法」という。）第105条の2及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「組合法施行規則」という。）第187条の規定に基づき、小机商店街協同組合（以下「本件組合」という。）から横浜市長宛てに提出された平成20年度の中小企業等協同組合決算関係書類提出書であって、中小企業等協同組合決算関係書類提出書（以下「文書1」という。）、第46期通常総会議案書一式（以下「文書2」という。）及び第46回通常総会議事録（以下「文書3」という。）から構成されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書 2 に記載された個人の氏名、電話番号及びファックス番号並びに個人印の印影並びに文書 3 に記載された個人の氏名及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 3 号の該当性について

文書 2 に記載された取引銀行名、預金種別及び取引先の名称は、事業活動を行う上での内部管理に関する情報及び取引先の企業名であり、開示することにより本件組合の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

文書 1 から文書 3 までにそれぞれ記載された法人代表者印の印影は、開示することにより本件組合の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(5) 対象行政文書の特定について

異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件申立文書には平成20年度のスタンプ会計報告書、アーケード会計決算報告書及び街路灯会計決算報告書（これら三種類の会計報告書を総称して、以下「スタンプ会計報告書等」といい、平成20年度のスタンプ会計報告書等を以下「本件スタンプ会計報告書等」という。）が含まれているはずとして開示を求めていると思われる。申立人は、本件スタンプ会計報告書等について、本件組合から提出された書類に含まれていないとしても、本件組合に請求し、取得保存しているべき文書であると主張するが、本件申立文書は、組合法及び組合法施行規則において提出義務のある書類の内容を形式上全て満たしているため、本件組合に対して追加資料の提出を指導していない。したがって、本件請求時点で保有していなかった本件スタンプ会計報告書等は対象行政文書とはならない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) スタンプ会計報告書等は、組合法第105条の 2 第 1 項により組合に対し行政庁への提出が義務付けられている決算関係書類である。

(3) 平成17年度及び平成18年度のスタンプ会計報告書等は本件組合から提出されたが、

本件スタンプ会計報告書等は提出されておらず存在しないという理由で開示されなかったが、本件スタンプ会計報告書等についても市が取得、保存しているべき文書であることは明らかであり、提出された書類は速やかに開示されるべきである。

- (4) 本件組合から提出されていないので存在しないとの説明は、本件処分の決定通知書の非開示理由に記載がなく、通知書に記載しなかった理由を主張することはできない。
- (5) 本件組合が提出しなかったとしても、書類受領の際にチェックすれば分かりうることであり、提出が義務付けられている書類の提出を本件組合に対し請求せずに放置していたことは重大な過失があるというべきである。実施機関は、本件組合が3事業を別会計処理していたことを十分把握しており、また、本件申立文書の記載からも容易に知りうるにもかかわらず、本件組合に対して本件スタンプ会計報告書等の提出を求めず放置していた。
- (6) 実施機関の職員は平成21年8月10日に本件組合と面談しており、当該面談の報告書（以下「面談報告書」という。）を開示請求したときの実施機関の説明では、当該日に本件組合から本件スタンプ会計報告書等を含む平成19年度及び平成20年度の総会資料一式の任意提供を受けたとのことだが、総会資料は組合の内部文書であって任意提供できるような文書ではなく、そのような説明は不自然である。実施機関が審査会に提出した説明文書の記載内容も踏まえると、実施機関が組合法に基づいて本件組合から本件スタンプ会計報告書等を取得したことは明らかである。
- (7) 実施機関は、本件請求日である平成21年6月24日の時点で本件スタンプ会計報告書等は存在しなかったので開示しなかったと主張するが、同文書は本件請求の時点で実施機関が取得しているべき文書であり、既に文書が存在している以上、文書不存在を理由に開示しないことは違法である。
- (8) 「本件組合に対して追加資料の提出を指導していない。」との実施機関の説明は、本件スタンプ会計報告書等が実施機関に存在しないとの主張かと思われる一方、「本件請求時点で保有していなかった」と本件請求後の取得を推測させ、その事実関係の説明が一切述べられておらず、文書取得の事実を明確にしていない。
- (9) 実施機関の「開示請求時点で文書が存在していなければならない」との主張は、あまりに厳格に解釈しているのではないか。本件のように開示請求後に文書を取得した場合に開示しないというのは、請求時の行政側の事情で開示が左右されるし、行政側の文書管理が何ら問題とならないことになる。

- (10) 本件組合の文書の不提出を見落として放置しながら、文書がないから非開示とする処分には到底納得できない。行政側のミスで文書が取得されないまま放置されていたものを、なぜそれを指摘した請求者側が不利益処分を受けなければならないのか。また、なぜ実施機関は「任意提供する」、「請求し直せ」と言って請求者に新たな負担を負わせるような対応をするのか。
- (11) 開示制度外である任意提供での事実上の開示という実施機関の手段に納得できないこと、任意提供を受けて異議があったとしても救済方法がないこと及び任意提供により非開示決定が形骸化するならむしろ決定を取り消して開示すべきであることから、任意提供には応じなかったものであり、非開示決定をした上で、非開示文書を任意提供することを安易に認めることがないよう審査会に対して求める次第である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

組合法第105条の2では、信用協同組合等を除く組合等は毎事業年度、通常総会終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面（以下「決算関係書類」という。）を行政庁に提出しなければならないとされている。

本件申立文書は、本件組合から横浜市に提出された平成20年度分の決算関係書類であり、実施機関は本件処分において条例第7条第2項第2号、第3号及び第4号に該当するとした部分以外を開示している。

(2) 本件異議申立てに係る経過について

当審査会において本件異議申立てに係る経緯を確認したところ、次のとおりであった。

ア 本件組合は、平成21年6月10日に本件申立文書を実施機関に提出した。

イ 申立人は、平成21年6月24日に、開示請求書に「平成21年6月に小机商店街協同組合が市に提出した中小企業等協同組合決算関係書類提出書一切」と記載して本件請求を行った。

ウ 本件請求に対し、実施機関は、本件申立文書を特定した上で平成21年7月10日付で本件処分を行った。

エ 申立人は、本件処分を不服として平成21年8月14日付で本件異議申立てを行った。

(3) 本件スタンプ会計報告書等の不存在について

ア 申立人は、本件申立文書には本件組合の本件スタンプ会計報告書等が含まれておらず、当該文書は行政庁への提出が義務付けられている書類であるとして、開示を求めている。一方、実施機関は、本件申立文書は、組合法等に基づく提出義務の内容を形式上全て満たしていると主張していたため、当審査会では、組合法に基づく提出義務の考え方等について書面で確認した上で、平成22年7月22日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 組合法に基づく提出義務について、組合の一般会計に全ての事業が含まれていないのであれば、別会計報告書についても行政庁に報告する義務がある。この点については、理由説明書の内容から考え方を改めた。

(イ) 本件スタンプ会計報告書等については、本件請求後の平成21年8月10日に本件組合と面談を行った際に提出を受けており、面談の記録として面談報告書がある。

(ウ) 組合によって別会計を持っているところと持っていないところがある。事業計画書等に別会計について明記されていれば、別会計の存在を把握できるが、本件組合については明記されていなかったため、単年度の書類を見る限りでは把握できなかった。前年度の書類と突き合わせれば別会計の存在を把握できたが、事務処理上は単年度での確認しかしていなかった。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、平成21年8月10日に本件組合から本件スタンプ会計報告書等を取得したと説明しており、この点については、申立人が資料として提出した面談報告書の内容とも符号するため首肯できる。そうすると、実施機関は、本件請求の時点で本件スタンプ会計報告書等を保有していなかったことになる。情報公開制度においては開示請求時点において実施機関が保有する行政文書が請求対象文書となることが原則であるため、本件請求時に実施機関が本件スタンプ会計報告書等を取得しておらず、当該文書を本件請求の対象行政文書として特定しなかったことは妥当である。

(イ) ところで、事情聴取における実施機関の説明では、スタンプ会計報告書等は、組合法の規定に基づき本件組合が実施機関に提出する義務がある文書であるとのことである。そうであるなら、本件組合が組合法に基づいて適正に決算関係書類を実施機関に提出していれば、本件スタンプ会計報告書等は、本件請求時

には実施機関が保有しており、本件請求の請求対象文書となるはずであったものである。さらに、本件請求を含む申立人とのやり取りを経て、実施機関が本件請求後に本件スタンプ会計報告書等を取得し、現時点において保有していることも踏まえると、本件については、実施機関が現在保有している当該文書を本件請求の対象行政文書として特定し、開示・非開示の決定をすることが情報公開制度の趣旨に合致すると考える。したがって、実施機関は、現時点において保有している本件スタンプ会計報告書等について、開示・非開示の決定をすべきである。

(ウ) なお、本件異議申立てに関して、実施機関が本件スタンプ会計報告書等を任意提供の形で開示する旨を申立人に説明したところ、申立人は情報提供に異議があったとしても救済手段がないことなどを理由にこれを拒否したとのことである。前記(ア)のとおり、開示請求時に保有していない本件スタンプ会計報告書等を請求対象文書として特定しなかったことは妥当であって、当該報告書を後日取得した場合に、これを任意提供すること自体は不適切な取扱いではなく、むしろ開示請求者の便宜に資する取扱いであったとも考えられる。当審査会としては、実施機関と申立人の双方に迅速な争訟解決に向けた努力を望むものであることを付言する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件スタンプ会計報告書等を本件請求時に保有していなかったとして本件請求の対象行政文書として特定しなかったことは妥当であるが、現時点において保有している当該文書を本件請求の対象行政文書として特定の上、開示・非開示の決定をすべきである。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成21年10月16日 (第88回第三部会) 平成21年10月22日 (第155回第一部会) 平成21年10月23日 (第158回第二部会)	・諮問の報告
平成21年12月10日 (第158回第一部会)	・審議
平成21年12月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年1月14日 (第159回第一部会)	・審議
平成22年2月26日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成22年4月22日 (第165回第一部会)	・審議
平成22年5月13日 (第166回第一部会)	・審議
平成22年5月27日 (第167回第一部会)	・審議
平成22年6月10日 (第168回第一部会)	・審議
平成22年6月24日 (第169回第一部会)	・審議
平成22年7月22日 (第170回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年9月9日 (第171回第一部会)	・審議
平成22年9月30日 (第172回第一部会)	・審議
平成22年11月25日 (第175回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年12月9日 (第176回第一部会)	・審議
平成23年1月13日 (第177回第一部会)	・審議

平成23年1月27日 (第178回第一部会)	・審議
平成23年2月7日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年2月24日 (第179回第一部会)	・審議